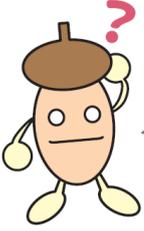


集団回収を始めませんか？

～再生資源集団回収のすすめ～



集団回収…それは何ですか？

市が実施している資源物回収とは別に、市内の住民団体等が自主的に缶、びん、ペットボトルや古紙、古布などの再生資源を集め、再生資源回収業者に引き渡す活動のことです。



市の資源物回収とは何が違うの？

集団回収と市の資源物回収との違い

	集団回収	市の資源物回収
回収主体	回収団体と契約した再生資源回収業者	市
回収場所	回収団体が再生資源回収業者と相談して決定	缶・びん・ペットボトル、古紙・古布の集積場所
回収日	回収団体が決定	市の指定した曜日
回収品目	回収団体が決定	缶・びん・ペットボトル、古紙・古布



集団回収の実施にはどんなメリットがあるの？

1. 家庭から出るごみが減ります
2. 資源物が効率よく集まります
3. リサイクル意識が高まり、地域のコミュニケーションが深まります

～茨木市は集団回収を実施する団体を応援します!!～

茨木市では、ごみの減量や再資源化、ごみ問題への意識向上を目的に、集団回収を実施する団体に報奨金を支給しています。令和5年度の再生資源集団回収実施団体登録数は自治会183団体、子ども会113団体、管理組合111団体、その他(婦人会等)27団体の計434団体でした。まだ実施されていない団体は、ぜひ裏面の集団回収報奨金制度の詳細をご覧ください。また、集団回収の実施について検討されてみませんか？

集団回収報奨金制度の詳細は裏面をご覧ください。



茨木市再生資源集団回収報奨金制度

【対象団体】

- ①市内の自治会、子ども会、婦人会、老人会、管理組合等の地域の住民で構成する営利を目的としない団体または社会福祉法人であって再生資源集団回収実施団体として登録された団体
- ②定期的に再生資源の回収を行い、自ら再生資源回収業者へ売却処分している。
- ③年間回収回数(1月から12月まで)が6回以上であり、かつ、年間回収量が1トン以上である。

【報奨金支給額】

基本額20,000円に回収量1トンにつき1,500円を加えた額 (上限:75,000円)

※ただし、回収量1トン未満の端数は切り捨てます。

<例> 回収量が3トンだった場合の報奨金支給額は・・・
 $20,000円 + (1,500円 \times 3トン) = 24,500円$ となります!



集団回収のはじめ方

★回収する品目を決めましょう

資源となる品目はいろいろありますが、まず回収しやすい新聞・雑誌・雑がみなどから始め、徐々に回収品目を増やしていくのもひとつの方法です。

★役割分担を決めましょう

回収業者と連絡する係、場所を確保する係、PRする係、会計する係など役割分担を決めましょう。一部の方だけの負担にならないよう当番制にするなど、長続きする工夫をしましょう。

★回収業者と相談しましょう

近くの連絡の取りやすい回収業者を選んで、回収日時・場所・回収品目・回収方法・代金の支払い方法・雨天時の方法などを相談しましょう。

★回収日時と場所を決めましょう

回収日時は「第○曜日」「最終○曜日」と覚えやすい日を決めましょう。回収場所については、回収量・回数・地域の広さ等の条件により、戸別回収・拠点収集等がございませんので、回収業者と相談のうえ決めてください。

★PRを早めにしましょう

ある程度資源物が集まらないと業者も引き取ってくれません。初めて実施するときは、チラシ、ポスター、回覧板などで早めにPRしましょう。そのときは回収方法についてもPRしておくといでしょう。

茨木市再生資源集団回収報奨金制度の流れ

【 準備 】

- ① 団体を結成し、代表者を定める
- ② 回収業者を選ぶ

【 回収開始 】 集団回収を始める

【 団体登録～報奨金支給まで 】

- ① 4月～6月 市に団体登録(団体登録申請書を提出)を行う
- ② 6月～7月 市から登録申請のあった団体に「団体登録通知書」を郵送
- ③ 12月 市から団体に報奨金申請書を郵送
- ④ 1月 団体から市に報奨金申請書と引取伝票(原本)を提出
- ⑤ 2月 (1)市で申請書と引取伝票を審査し、報奨金を決定
(2)市から団体に報奨金通知書を郵送
(3)市から団体名義の金融機関口座に報奨金を振込

資源循環課ホームページでも報奨金制度に係る申請書等がダウンロードできます。
[HP]ホーム→くらし・手続き→ごみ・し尿→ごみの減量・再資源化の取組み→再生資源集団回収事業への報奨金制度

分からないことがあれば、お気軽にお問い合わせください!

茨木市 産業環境部 資源循環課 (南館3階⑤番窓口)

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

(TEL) 072-620-1814